

事業再生計画実施関連保証制度（経営改善・再生支援強化型）

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づき調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- ⑫認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第2項）が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

申込人 資格要件

保証限度額 2億8,000万円 **対象資金** 事業資金（事業再生の計画の実施に必要な資金に限る）

保証割合

責任共有対象。
ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前の保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合、経営安定関連保証5号であって危機関連保証指定期間内に保証協会が申込み受付、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合は責任共有制度の対象外となる。

保証期間

一括返済：1年以内、分割返済：15年以内（据置期間は3年以内）

保証料率 ・保証料補助

国による保証料補助により、中小企業者の保証料負担は**0.3%**

責任共有制度	経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり	
	保証料率（固定）		保証料率（固定）	
		うち国補助		うち国補助
対象	0.8%	0.5%	1.0%	0.7%
対象外	1.0%	0.7%	1.2%	0.9%

・担保割引・会計参与設置会社割引は適用しない。
・条件変更保証料は補助対象外。

担保

必要に応じて徴求。 **保証人** 必要に応じて徴求。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

添付資料

- ・事業再生計画等
- ・経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合）

フォローアップ

金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受け、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況および自らの経営支援の状況を報告する。

取扱期間

令和7年3月14日から令和8年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。